

26. 5. 9
防衛省

防衛大臣の自衛隊法上の役割について

- 自衛隊法第7条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。」と規定しており、また、同法第8条は、「防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、各号に定める者を通じて行うものとする。」と規定している。

- 防衛出動について定める自衛隊法第76条は、「内閣総理大臣は…自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」と規定しているところ、防衛大臣は、内閣総理大臣による防衛出動の下令を受け、自衛隊法第8条に定める指揮監督権により、防衛出動の細部事項に関する命令を自衛隊の部隊等に発出することとなる。

(以上)

自衛隊法〔抜粋〕

(任命権者及び人事管理の基準)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。